

広島県林業労働力の確保の 促進に関する基本計画

令和3年3月

広島県

目 次

はじめに	1
1 基本計画策定の趣旨	
2 計画の期間	
第1章 林業における経営及び雇用の動向に関する事項	2
1 林業を取り巻く情勢	
(1) 森林資源の現況	
(2) 森林整備・素材生産の動向	
(3) 県民の森林・林業に対する期待	
2 林業経営体の現状と課題	
(1) 経営体数の動向	
(2) 経営の状況	
(3) 意欲と能力のある林業経営者の登録・公表	
3 林業労働力の現状と課題	
(1) 林業労働力の動向	
(2) 雇用管理・労働環境の状況	
第2章 林業労働力の確保の促進に関する方針	11
1 基本的な考え方	
2 経営力の高い林業経営体の育成	
3 林業従事者の確保・育成	
第3章 事業主が一体的に行う労働環境の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を促進するための措置に関する事項	12
1 雇用管理の改善を促進するための措置	
(1) 雇用管理体制の充実	
(2) 雇用関係の明確化	
(3) 雇用の安定化	
(4) 労働条件の改善	
(5) 募集・採用の改善	
(6) 教育訓練の充実	
(7) 高年齢労働者の活躍の促進	
(8) その他の雇用管理の改善	

2 事業の合理化を促進するための措置

- (1) 事業量の安定的な確保
- (2) 生産性の向上
- (3) 林業労働者のキャリア形成支援

第4章 新たに林業に就業しようとする者の林業技術の習得その他の就業の円滑化のための措置に関する事項	<u>15</u>
---	-----------

第5章 その他の林業労働力の確保の促進に関する事項	<u>15</u>
---------------------------	-----------

- 1 林業経営体改善計画の認定
- 2 広島県林業労働力確保支援センターの業務運営
 - (1) 指定法人
 - (2) 広島県林業労働力確保支援センターの業務
- 3 山村地域の活性化及び定住条件の整備
- 4 森林・林業や山村に対する県民の理解の促進
- 5 林業研究グループ等による支援の促進
- 6 建設業等異業種との連携促進

はじめに

1 基本計画策定の趣旨

国では、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号、以下、「労確法」という。）に基づき、「林業労働力の確保の促進に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）を策定し、林業労働力の確保の促進を図るための基本的な方向や必要な措置を示している。

県では、労確法第4条に基づき、基本方針及び本県における森林・林業の特性を踏まえ、「林業労働力の確保の促進に関する基本計画」を策定し、林業労働力の確保の促進に関する方針や、事業主が行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置に関する事項などを示し、林業労働者の新規就業の促進や事業主の経営力の向上を図るなど、林業労働力の確保・育成を総合的に推進することとする。

2 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

第1章 林業における経営及び雇用の動向に関する事項

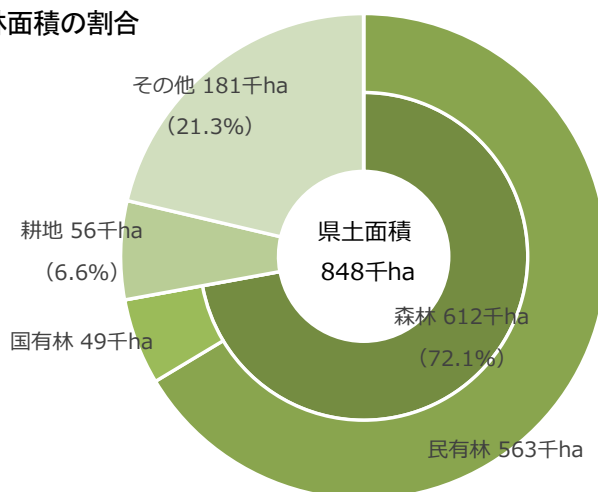
1 林業を取り巻く情勢

(1) 森林資源の現況

本県の森林面積は612千haで、県土面積の72%を占めており、このうち、民有林は563千ha、国有林は49千haとなっている。〔図1〕

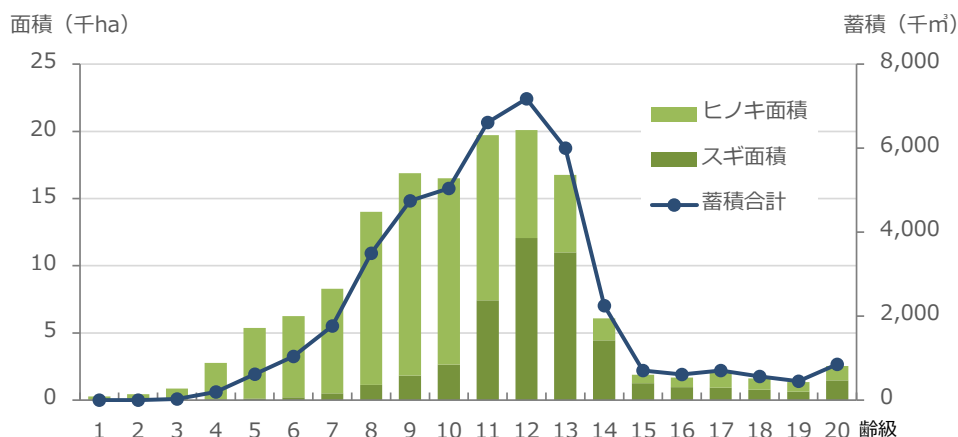
民有林のうち人工林は175千ha（31%）であり、このうちスギ・ヒノキが145千haを占めている。スギは12齢級（56～60年生）、ヒノキは9齢級（41～45年生）が最も多く、スギとヒノキを合わせた10齢級以上（46年生以上）の割合は、面積で62%（90千ha）、蓄積で72%（30,964千m³）を占めている。大半が利用期を迎える一方で、4齢級以下（20年生以下）の若齢林の面積は3%（4千ha）と少なく、偏った齢級構成となっている。〔図2〕

【図1】 県土面積と森林面積の割合



資料：広島県農林水産局「林務関係行政資料（令和2年10月）」

【図2】 県内のスギ・ヒノキ人工林の齢級別面積と蓄積



資料：広島県農林水産局「林務関係行政資料（令和2年10月）」

(2) 森林整備・素材生産の動向

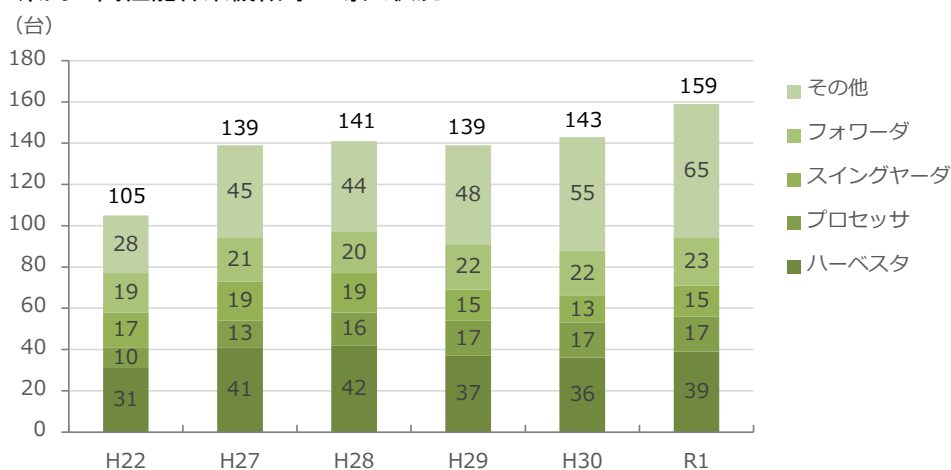
人工造林面積は昭和36年度の8,157haをピークに減少し、近年は年間300ha程度で推移している（H30：286ha）。今後、主伐の増加が見込まれるため、主伐後の再造林の確実な実施に向けて、低密度植栽や一貫作業システムなどの低コスト施業技術や、シカ被害抑制対策などの技術の確立・普及が必要となっている。

間伐面積については、平成18年度からの「広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画」に基づく取組等により増加し、近年は年間7～9千ha程度で推移している。

素材生産については、「2020 広島県農林水産業チャレンジプラン」（H23～）や「農林水産業アクションプログラム」（第Ⅰ期：H27～，第Ⅱ期：H30～）に基づき、令和2年度のスギ・ヒノキの素材生産量40万m³を目標として、路網の整備や高性能林業機械の導入等による生産性の向上や、安定的な生産体制の構築等に重点的に取り組んだ結果、令和元年度の素材生産量は35.5万m³に増加した。また、近年は、素材生産の中心が搬出間伐から主伐へシフトしている。〔図3，図4〕

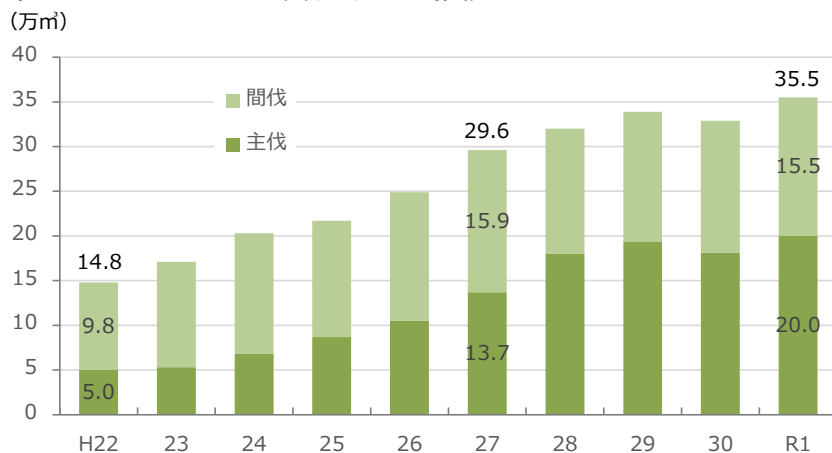
木材需給の動向について、近年、木材需要量に大きな増減はないが、県内の素材生産量の増加や、製材工場における外材から国産材への転換が進んだことにより、木材需要量に占める国産材の割合が高まっている。〔図5〕

【図3】県内の高性能林業機械等の導入状況



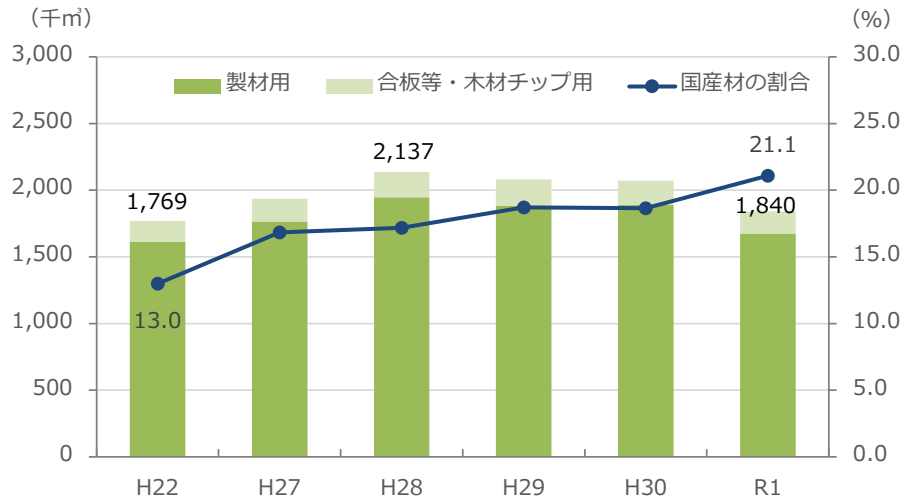
資料：林野庁「林業機械保有状況調査」

【図4】県内のスギ・ヒノキの素材生産量の推移



資料：広島県林業課「素材生産実態調査」

【図5】県内の木材需要量の推移

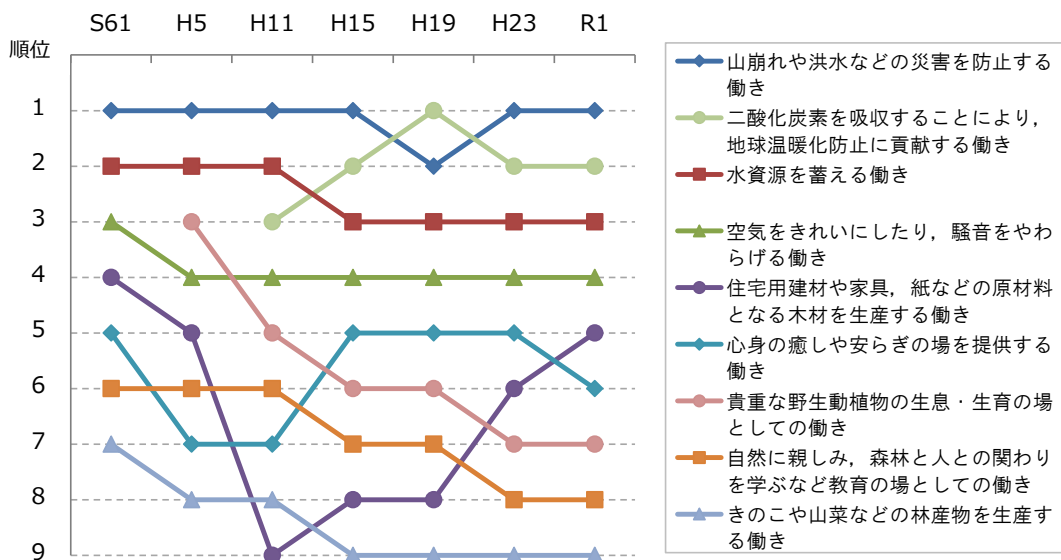


資料：農林水産省大臣官房統計部「木材統計」

(3) 県民の森林・林業に対する期待

森林の有する多面的機能のうち森林に期待する働きとして、「山崩れや洪水などの災害を防止する働き」や「地球温暖化防止に貢献する働き」、「水資源を蓄える働き」と回答した者の割合が多く、また、近年では「木材を生産する働き」への期待が再び高まっている。このような森林の多面的な機能を発揮させるためには、適切な森林の整備を計画的に推進していくことが必要である。〔図6〕

【図6】森林に期待する働きの変化



資料：総理府「みどりと木に関する世論調査」(S61)、「森林とみどりに関する世論調査」(H5)、「森林と生活に関する世論調査」(H11)、内閣府「森林と生活に関する世論調査」(H15, H19, H23, R1)

2 林業経営体の現状と課題

(1) 経営体数の動向

県内の林業経営体数は、農林業センサスによると、平成27年（2015年）は4,487経営体であり、前回調査（平成22年）から5年間で2,102経営体（31.9%）減少した。組織形態別にみると、法人化している経営体は7.2%減少（180経営体→167経営体）し、法人化していない経営体は32.6%の減少（6,375経営体→4,296経営体）となった。〔表1〕

近年では、他産業からの参入や既存経営体からの独立など、林業への新規参入が増加している。

【表1】県内の林業経営体数の推移

（単位：経営体，%）

区分 年度	合計	法人化している					地方公共団体 ・財産区	法人化 していない
		計	農事組合法人	会社	各種団体	その他法人		
平成22年 (2010年)	6,589	180	6	44	86	44	34	6,375
平成27年 (2015年)	4,487	167	2	56	76	33	24	4,296
増減率	▲31.9	▲7.2	▲66.7	27.3	▲11.6	▲25.0	▲29.4	▲32.6

資料：農林水産省「2015年農林業センサス」

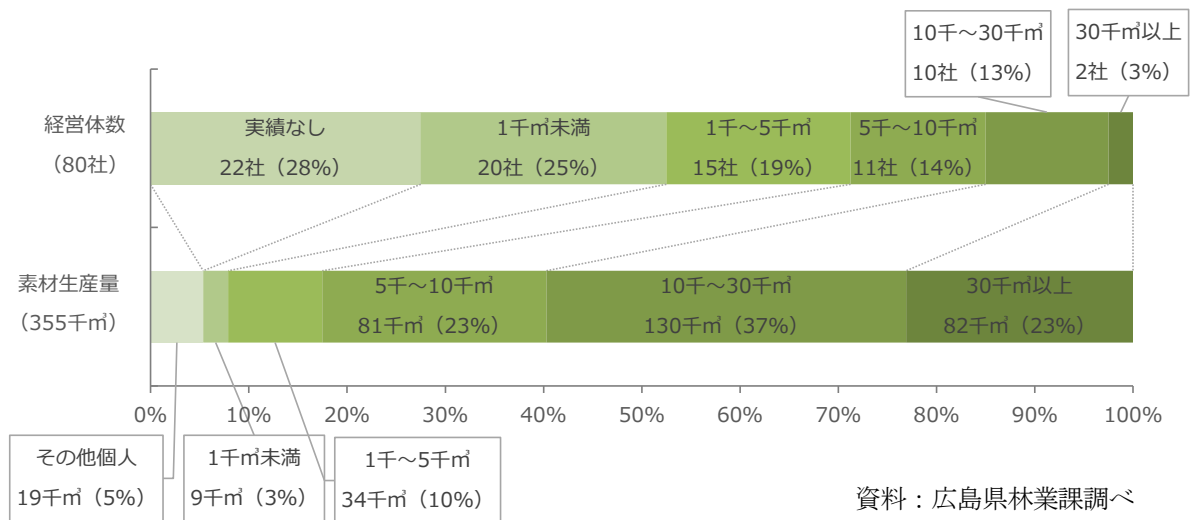
(2) 経営の状況

県内で素材生産等の森林施業を行っている経営体は、令和元年度時点で森林組合を含めて80経営体であった。このうち、スギ・ヒノキの年間の素材生産量が5,000m³以上の経営体は23社（民間経営体14，森林組合9）となり、平成27年度の16社（民間経営体10，森林組合6）から増加した。なお、年間の素材生産量5,000m³以上の経営体23社により、県内の素材生産量の83%（29.3万m³）が生産されている。〔図7〕

素材生産の労働生産性は、高性能林業機械の導入や作業工程管理・分析による作業システムの改善等により効率化が図られ、平成22年度の4.9m³/人日，平成27年度の6.1m³/人日から、令和元年度は8.3m³/人日に向上した。

このように、素材生産を行う林業経営体の規模拡大や生産の効率化が進み、安定的・効率的な生産体制が確保されつつあるが、持続的な林業経営の実現に向けて、長期的視点での森林経営や企業経営に取り組む必要がある。

【図7】 県内の年間素材生産規模別の林業経営体数と素材生産量（令和元年度）



(3) 意欲と能力のある林業経営者の登録・公表

平成31年4月に施行された森林経営管理法に基づき、市町が森林所有者から経営管理の委託を受けた森林のうち、林業経営に適した森林の経営管理を「意欲と能力のある林業経営者」に再委託できる森林経営管理制度が開始された。

県では、令和元年度から「意欲と能力のある林業経営者」の募集・登録を行い、令和2年度までに26社を林業経営体名簿に登録し、公表している。

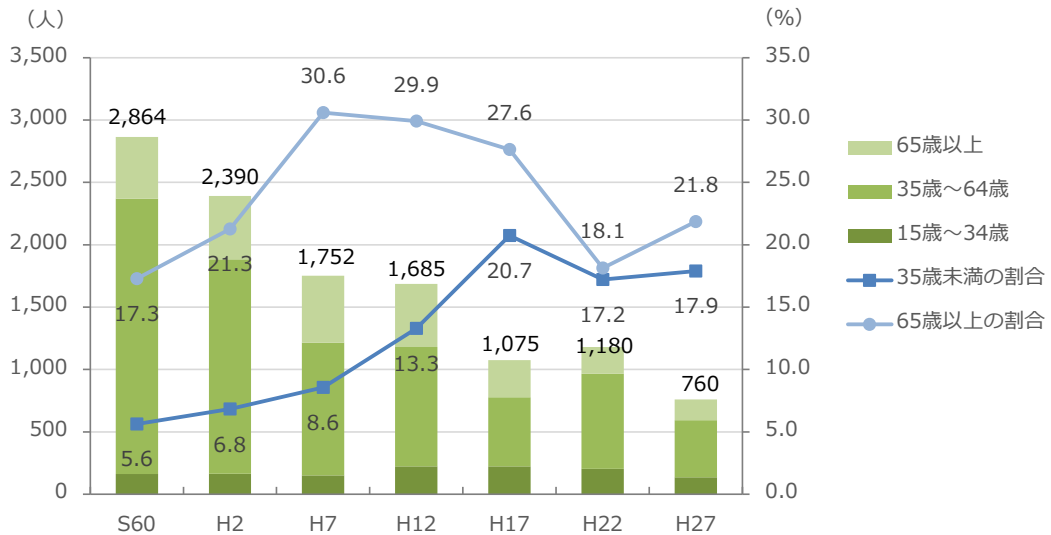
3 林業労働力の現状と課題

(1) 林業労働力の動向

本県における林業従事者は、山村地域の過疎化・高齢化、林業生産活動の低迷等から長期的に減少し、平成27年度時点で760人となっている。一方で、現場作業の機械化が進んだことなどから若年層の割合は増加傾向で推移しており、平成27年度の35歳未満の従事者の割合は17.9%となっている。〔図8〕

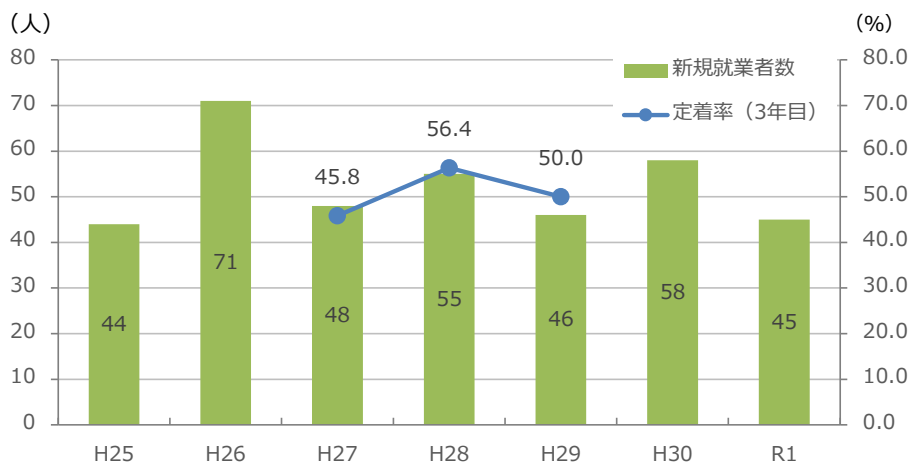
新規就業者は、「緑の雇用」事業の活用等により確保が図られており、年度による変動はあるものの、近年は50人前後で推移している。しかし、労働強度の高さや技術面の不安、賃金の低さ等を理由とした早期離職が多く、就業3年目の定着率は5割前後と、全産業の平均より低い状況となっている。〔図9〕

【図8】県内の林業従事者数の推移



資料：総務省「国勢調査」

【図9】県内の新規就業者数の推移



資料：広島県林業課調べ

(2) 雇用管理・労働環境の状況

県内の森林組合に雇用されている労働者は、造林・保育の事業量の減少により、平成22年度の505人から令和元年度には263人まで減少している。年間就業日数別の雇用労働者数をみると、60日未満の短期雇用の割合が平成22年度の19.0%から令和元年度には8.0%に減少し、210日以上を通年雇用は49.9%から74.3%に大きく増加しており、雇用安定化の傾向がみられる。季節的な作業が多い造林・保育事業の減少に伴い、短期・臨時の雇用が減少する一方で、年間を通して行う素材生産事業の増加により、通年雇用が増加したものと考えられる。[図10]

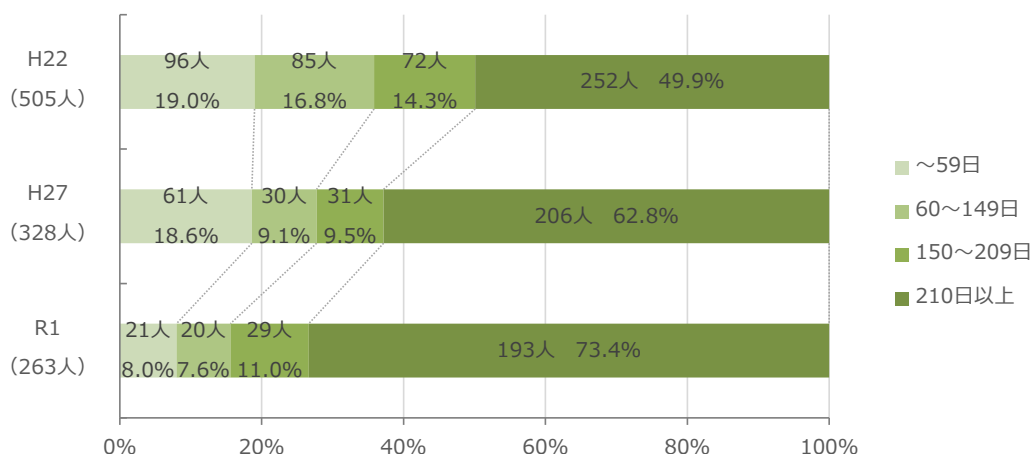
賃金の支払形態は、季節的な作業や天候に左右される屋外作業といった林業の特徴から、依然として日給制又は日給・出来高併用の割合が多いが、近年では、森林組合において月給制の割合が増加している。[図11]

賃金水準については、主として伐出作業に従事する者で16,112円/日、主として造林作業に従事するもので14,073円/日と、平成22年度（主として伐出作業：15,865円/日、主として造林作業：12,389円/日）と比較して微増に留まっており、他産業と比べても低い水準となっている。

社会・労働保険等への加入状況について、森林組合雇用労働者の労災保険の加入率は100%となっているが、雇用保険や健康保険、厚生年金等の加入率は増加傾向にあるものの、80~90%程度となっており、更なる加入促進が必要である。〔表2〕

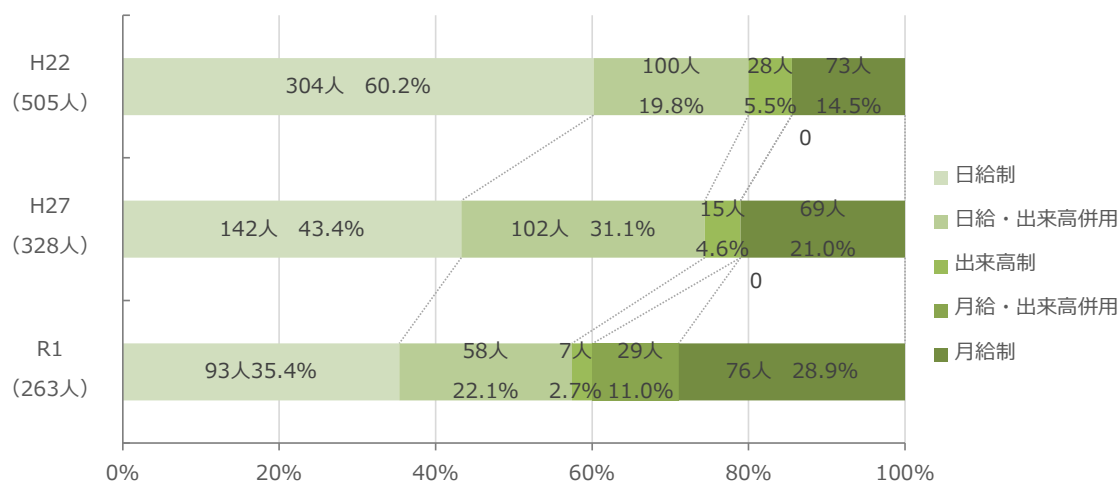
林業における労働災害は、高性能林業機械の導入や路網整備等による労働強度の軽減、各種災害防止活動の展開などにより減少傾向にあるものの、依然として他産業と比較して極めて高い発生率となっている。林業労働力を継続的に確保するためにも、労働災害を防止し、健康で安全な職場づくりを進めることが必要である。〔図12、図13〕

【図10】 県内森林組合の年間就業日数別の雇用労働者数の推移



資料：広島県農林水産局「森林組合要覧」

【図11】 県内森林組合の雇用労働者の賃金形態



資料：広島県農林水産局「森林組合要覧」

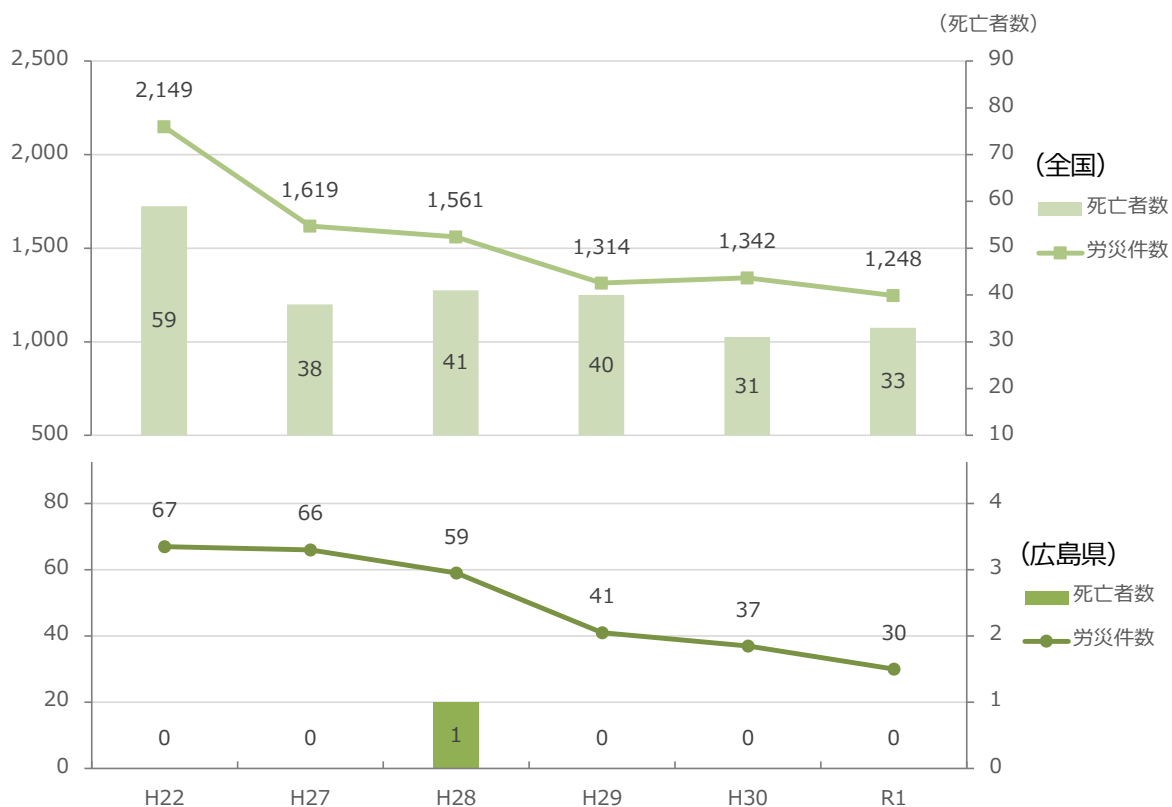
【表2】県内森林組合の雇用労働者の社会保険等への加入率

(単位：%)

区分	H22	H27	R1
労災保険	99.8	100.0	100.0
雇用保険	84.6	92.7	87.5
健康保険等	83.0	83.8	88.6
厚生年金等	82.2	82.0	87.8
林退共等	75.2	73.8	94.3

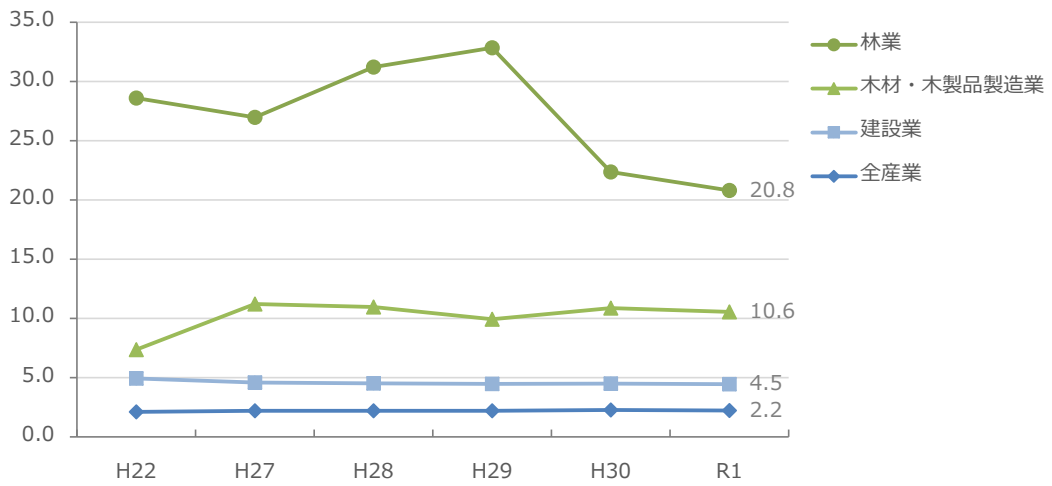
資料：広島県農林水産局「森林組合要覧」

【図12】全国及び県内の林業労働災害（休業4日以上）の発生件数の推移



資料：厚生労働省「死亡災害報告」，「労働者死傷病報告」

【図 13】 全国の業種別死傷年千人率の推移



注) 死傷年千人率とは、労働者 1000 人あたり 1 年間に発生する労働災害による死傷者数（休業 4 日以上）を示したものの。

資料：厚生労働省「業種別死傷年千人率」

第2章 林業労働力の確保の促進に関する方針

1 基本的な考え方

本県では、令和3年3月に「2025 広島県農林水産業アクションプログラム」（以下、「アクションプログラム」という。）を策定し、農林水産業の各分野における5年後の目指す姿と、令和7年度までの5年間の取組の方向や具体的行動計画を定めている。

アクションプログラムで定める林業分野の取組の方向や行動計画に沿って、林業労働力の確保の促進に向けた取組を実施することとする。

2 経営力の高い林業経営体の育成

アクションプログラムでは、集約化した林業経営適地（傾斜が緩く道から近い等の好条件を備え、持続的な林業経営を行うことが可能な事業地）において長期間にわたる林業経営を行うことができる経営力の高い林業経営体を育成することとし、長期的な経営戦略・事業戦略の作成や職場環境の改善等を通じた経営改善の支援に取り組むこととしている。

これらの取組を通じて、雇用労働者の賃金水準の向上や労働強度の軽減などの労働環境の改善を促進し、安全安心な魅力ある林業経営体を育成していく。

【表3】アクションプログラムの指標・目標値

項目	現状(R1)	R3	R4	R5	R6	R7(目標)
集約化された林業経営適地の面積（万 ha）	—	0.2	0.6	1.0	1.4	1.8
経営力の高い林業経営体数（社）	2	7	9	11	13	15

3 林業従事者の確保・育成

今後、再生林や保育の事業量の増加が見込まれるため、これらの事業を確実に実施することができる林業労働力の確保が不可欠である。

令和元年度から広島県森林組合連合会に就業相談員（メンター）を配置し、就業希望者に対する相談から就業先や住環境の斡旋までを一体的に支援しており、引き続き、就業相談員と連携し、就業フェアや就活情報サイト等を通じた希望者のニーズ把握と効果的な情報発信に取り組むなど、林業経営体が新規就業者を確保できるよう支援していく。

また、林業経営体の経営改善を支援することにより、新規就業者の受け皿となる経営体の育成と就業者の離職防止を図るとともに、「緑の雇用」事業による研修への支援等により、就業後に必要な知識・技術の習得を図っていく。

第3章 事業主が一体的に行う労働環境の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を促進するための措置に関する事項

1 雇用管理の改善を促進するための措置

(1) 雇用管理体制の充実

事業所における雇用管理体制の確立を図るため、常時5人以上の林業労働者を雇用する事業所においては、雇用管理者の選任に努めるよう普及啓発を促進するとともに、選任された雇用管理者の資質の向上を図るための研修の受講を働きかける。

(2) 雇用関係の明確化

雇用関係の明確化を図るためには、雇入れの主体を明確にすることが必要であり、このため、雇入時に経営体の氏名又は名称、雇用期間、労働時間、賃金等の労働条件を明記した雇入通知書の交付に努めるよう普及啓発を促進する。

また、形式上は請負のような形をとっていても、実態においては事業発注者との間に使用従属関係が認められる場合には、「労働者」となることについて普及啓発を促進する。

(3) 雇用の安定化

雇用の安定化を図るためには、林業労働者の常用化・月給化を進めることが基本であるが、それには、年間を通じた安定的な事業量の確保が重要となる。このため、長期施業受託や施業集約化等の取組を促進し、事業量の安定的確保により常用化・月給化が図られるよう普及啓発を促進する。

(4) 労働条件の改善

林業労働を魅力あるものとするため、労働時間の短縮を促進し、常用化に併せて社会・労働保険への加入促進が図られるよう制度に係る一層の普及啓発・指導を推進する。さらに、労働災害防止計画等を踏まえ、災害が多く発生している伐木作業等における安全な作業方法の定着や防護衣等の安全装備の着用の徹底、安全教育の充実等による労働災害の防止、機械化の推進により労働強度の軽減を図るなど、労働者の安全と健康を確保と快適な職場環境の形成を促進する。

(5) 募集・採用の改善

求人に当たっては、明確な求人条件の設定等による効果的な募集活動の実施に努めるとともに、広島県森林組合連合会の就業相談員と連携し、就業フェアや就活情報サイトを活用するなど、就業希望者に対し効果的な情報発信を促進する。

(6) 教育訓練の充実

日常の業務を通じて必要な知識、技能又は技術を身につけさせる教育訓練（OJT）及び日常の業務から離れて講義を受ける等により必要な知識、技能又は技術を身につけさせる教育訓練（OFF-JT）の計画的な実施に努めるよう普及啓発を促進するとともに、広島県林業労働力確保支援センター等による教育訓練に関するノウハウの指導や共同教育訓練の実施に関する相談・指導等の支援を行う。

(7) 高年齢労働者の活躍の促進

技能の継承を円滑に進めるためには、高度な熟練労働者である高年齢者の活躍が必要であるため、定年の引上げや継続雇用制度の導入等について一層の周知・指導を徹底するとともに、高年齢労働者の特性に配慮した作業方法の見直し、安全衛生対策及び新規就業者の技術指導方法の確立等を促進する。

(8) その他の雇用管理の改善

魅力ある職場づくりのため、林業退職金共済制度や中小企業退職金共済制度への加入促進を図るなど、福利厚生等の充実等を促進する。

また、林業労働者の就業意欲の向上に資するため、労働者に対する昇進・昇格等の将来設計モデルの明確化を促進する。

2 事業の合理化を促進するための措置

(1) 事業量の安定的な確保

本県の森林の所有形態は小規模分散型で、個々の森林所有者等が単独で効率的な施業を実施することが困難であることから、効率的な施業が実施できるよう林業経営体による集約化を進め、安定した事業量の確保を図ることが重要である。

このため、施業意欲が低下している森林所有者等に対する積極的な森林施業を働きかけと、森林所有者から長期施業委託を受けた施業地における森林経営計画の策定を促進するとともに、これらを実行できる人材として森林施業プランナーの育成を促進する。

また、平成31年4月に森林経営管理法が施行され、森林所有者による経営管理が行われていない森林について、市町が森林所有者から経営管理の委託を受け、そのうち林業経営に適した森林の経営管理を「意欲と能力のある林業経営者」に再委託できる森林経営管理制度が開始された。この制度を活用し、「意欲と能力のある林業経営者」による長期的な事業地の確保を促進する。

(2) 生産性の向上

生産性の向上を図るためには、高性能林業機械等の導入による森林施業の機械化が不可欠であり、また、機械化は、生産性の向上や施業の低コスト化に加えて、労働強度の軽減や労働安全衛生の確保、林業労働へのイメージアップによる若年層や女性の就業促進にも資するものである。

このため、高性能林業機械等の導入による機械化を促進するとともに、路網の整備やICT等の先端技術の活用等を推進することにより、素材生産及び造林・保育作業の効率化と省力・省人化を図る。

(3) 林業労働者のキャリア形成支援

新規就業者に行う教育訓練として、森林の多面的な機能や森林の整備・保全の重要性を理解させるとともに、安全な作業方法が習得できるよう、林業就業に必要な基本的な知識や技術・技能の習得に関する研修を実施する。

一定程度の経験を有する現場管理責任者への教育訓練として、作業システムや路網の設計、生産管理及び林業機械整備等生産性の向上に必要な知識や技術・技能の習得に関する研修に加え、新規就業者への指導能力の向上を図る研修を実施する。

また、複数の現場管理責任者を統括する者への教育訓練としては、利害関係者との合意形成やこれを踏まえた事業計画の作成等、持続可能な森林経営に必要な知識や技術・技能の習得に関する研修を実施する。

このような段階的かつ体系的な教育訓練を通じ、生産性の向上など事業の合理化を図り、能力に応じた所得の確保を促進し、林業労働者の生活に対する不安を取り除くとともに、林業労働者が高い意欲と能力を発揮できるよう研修への受講を働きかける。

加えて、持続的な林業経営を行うことができる長期的視点をもった経営力の高い林業経営体を育成するため、経営体の各部門・階層の職員に対する研修を実施し、長期的な経営戦略や事業計画の策定・実行、持続的な企業経営と人材育成、職場環境の改善等を行うことができる人材の育成を促進する。

第4章 新たに林業に就業しようとする者の林業技術の習得その他の就業の円滑化のための措置に関する事項

林業経営体への新規就業を促進するため、新たに林業に就業しようとする者に対し、林業及び林業労働についての啓発、雇用情報の提供、就業先の斡旋や定住先の相談等、広島県森林組合連合会の就業相談員と連携した対応を行うとともに、就業に必要な林業技術等に関する研修の実施など、就業に至るまでの一連の支援措置を実施する。

また、広島県林業労働力確保支援センターにおいて、就業後に必要となる装備品の購入や資格の取得に対する助成を行うなど、新規就業者の育成・定着に向けた支援を促進する。

第5章 その他の林業労働力の確保の促進に関する事項

1 林業経営体改善計画の認定

本計画に掲げる雇用管理の改善及び事業の合理化の促進に向け、意欲的に取り組む林業経営体に対して積極的な支援を行うことにより、その効果は増すものと期待できる。このため、雇用管理の改善と事業の合理化に一体的に取り組もうとする経営体に対し、労確法第5条第1項の規定に基づき当該経営体が作成する「改善措置に関する計画」を知事が認定することにより、「認定事業主」として位置づける。

この認定事業主に対し、研修等の情報提供や広島県林業労働力確保支援センターによる各種支援を行い、経営改善を促進する。

2 広島県林業労働力確保支援センターの業務運営

(1) 指定法人

広島県においては、労確法第11条に規定されている林業労働力確保支援センターとして、平成9年3月31日に財団法人広島県林業従事者育成財団を指定した。この団体は、昭和47年12月28日に財団法人広島県森林組合退職金財団として設立され、昭和54年10月3日には財団法人広島県林業従事者退職金財団に、昭和57年3月31日には財団法人広島県林業従事者育成財団として名称変更を行い、林業従事者の通年就労、長期勤続の促進、若年労働者の養成確保を図るための事業を実施してきた。

その後、財団法人広島県林業従事者育成財団は、平成15年6月1日に他の4団体と統合し、財団法人広島県農林振興公社となった。財団法人広島県農林振興公社は、平成15年10月10日に財団法人広島県緑と水の森林公社と統合し、財団法人広島県農林振興センターとなった。平成25年4月1日に財団法人広島県農林振興センターから一般

財団法人広島県森林整備・農業振興財団へ関係業務を譲渡したことに伴い、当財団を広島県林業労働力確保支援センターとして指定している。

(2) 広島県林業労働力確保支援センターの業務

認定事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化並びに林業への就業を支援する。

- ① 認定事業主の指導等を通じて林業労働力確保の促進を図るために必要な活動を行う。
- ② 新規就業の促進を図るため、広報・相談活動、林業就業者の募集に関する啓発等を行う。
- ③ 優秀な林業労働者の養成を図るため、林業の知識、技術・技能を修得するための研修や林業経営体の経営者の資質の向上等の研修を行うとともに、資格取得に対する助成を行う。
- ④ 認定事業主の経営改善を図るため、林業労働力・事業量等に関する情報の収集・提供、経営コンサルタントによる経営診断等を行う。
- ⑤ 林業労働の雇用管理の改善を促進するため、相談・指導、調査研究、雇用管理改善のための研修、雇用情報収集・提供等を行う。
- ⑥ 広島県林業労働力確保支援センターと経営体の共同による改善計画が認定された認定事業主から委託を受け、労働者の募集を行うことができる。
- ⑦ 新たに林業に就業しようとする者の円滑な就業が図られるよう、認定事業主に対し新たに林業に就業しようとする者の就業の準備等に必要な経費の助成を行う。
- ⑧ 研修修了者に係る登録制度において、研修修了者の名簿登録申請手続きと追加登録申請手続きを行う。

3 山村地域の活性化及び定住条件の整備

多様な就業機会の確保を通じた山村地域の活性化を図るため、基幹的産業である林業・木材産業の振興、木質バイオマス等の未利用資源を活用した産業の育成など森林資源を活用した新たなビジネスの創出等に努める。

また、新規就業者等の山村地域への定住を図るため、市町と連携を図りながら、山村地域における定住の情報提供に努める。

4 森林・林業や山村に対する県民の理解の促進

森林に対する県民の関心が高まりを見せている中、各地で森林の整備・保全活動に参加する者が増加している。このような場を通じて、森林の整備・保全活動についての県民の理解の向上に努める。

また、広報活動、学校教育等あらゆる機会を通じ、森林・林業や山村が県民生活の維

持向上に果たしている多面的な役割及びこれらの役割を支えている林業労働の重要性について、県民の関心及び理解を深める。

特に、山村地域は、森林等の豊富な自然、美しい景観、都市部にはない伝統・文化やコミュニティ機能など特有の魅力を有しており、県民の価値観・ライフスタイルの多様化に応える観点からも、山村と都市との交流や山村への定住促進に努める。

5 林業研究グループ等による支援の促進

林業経営を担うべき人材を育成・確保するため、林業経営体の経営者や地域のリーダーとなり得る森林所有者等で組織する林業研究グループ等が、森林・林業関係学科の高校生や新規参入者等に対して行う就業体験・林業経営指導、地域社会への定着促進活動及び地域の経営体に対して行う交流活動等への支援を推進する。

6 建設業等異業種との連携促進

森林組合、素材生産業者等の林業経営体と建設業等との連携は、間伐促進のための路網整備、建設工事における間伐材の利用や地域材を活用した住宅づくりなど用途開拓や需要拡大等の取組が促進され、事業量の拡大や雇用の創出につながる。このため、地域の林業と建設業等異業種とが連携した取組を労働者の職業能力開発や安全と健康の確保等に配慮しつつ、積極的に推進する。